

## 栃木県東北地方太平洋沖地震等在宅避難者登録実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、栃木県東北地方太平洋沖地震等避難者登録制度要綱（平成23年3月30日制定。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語と同義とする。

(避難者等が行う申出等)

第三条 避難者は、要綱第五条第一項に規定する申出をするときは、栃木県在宅避難者登録申請書（別記様式1）により行う。

2 登録者は、要綱第五条第二項に規定する届出をするときは、栃木県在宅避難者登録事項変更届出書（別記様式2）により行う。

3 市町は、必要に応じて前2項の様式の記載事項を追加することができる。

(申出書等の受付)

第四条 市町は、受付業務を担当する部署等を定めて、在宅避難者登録業務担当窓口連絡票（別記様式3）を作成し、県に提出するものとする。

2 市町は、前条第一項の申出を受け付けるときは、申出ごとに次の規則に沿って登録通番を付すものとする。

一 上から1から2桁目には、別表の市町番号を付す。

二 上から3から4桁目には、当該市町で固有に定める受付窓口ごとの番号を付す。

三 上から5から8桁目には、当該受付窓口において重複しない番号を付す。

3 市町は、前条第二項の届出を受け付けるときは、県が作成した第六条の登録簿を参照し、当該登録者の登録通番を確認した上で、届出書の登録通番の欄に当該番号を記入する。

(市町が行う報告等)

第五条 市町は、前条の申出又は届出について行う要綱第六条第一項又は要綱第六条第三項に規定する県への報告にあたっては、申出書又は届出書の記載事項を栃木県在宅避難者登録申出等報告書（以下「報告書」という。）（別記様式4）に転記することにより作成する。

2 前項の報告書は、電子データ（Microsoft社Excel）で作成し、県への報告は総合行政ネットワーク（LGWAN）網を通じて行う。

3 第1項の報告書は、申出と届出の別ごと、当該市町に設置する受付窓口ごとに作成し、その記載順は受付順とする。

4 市町は、申出又は届出を受け付けてから3日以内に県への報告をするよう努めるものとする。このとき複数の日に受け付けた申出又は届出を1枚の報告書にとりまとめても差し支えない。

(県が行う登録簿の作成等)

第六条 県は、前条第一項の報告を受けて、要綱第六条第二項に規定する栃木県在宅避難者登録簿（以下「登録簿」という。）（別記様式4）を市町ごとに作成する。

2 前項の登録簿は、電子データ（Microsoft 社 Excel）で作成し、市町への送付はメールで行う。

3 第1項の登録簿の記載順は、被災前住所の市町建制順、登録者代表氏名50音順とする。

(登録簿の代替)

第7条 県は、登録者が被災前に居住していた県からの求めがあったときは、前条の登録簿に替えて「全国避難者情報システムフォーマット」（平成23年4月12日付け総行住第62号の記1（4）による）を作成して、当該県に提供することができる。

(附則)

1 この要領は、平成23年3月30日から施行する。

(附則)

1 この要領は、平成23年4月18日に改正し、25日までに施行する。

別表（第四条関係）

市町名	市町番号	市町名	市町番号	市町名	市町番号
宇都宮市	01	矢板市	10	市貝町	19
足利市	02	那須塩原市	11	芳賀町	20
栃木市	03	さくら市	12	壬生町	21
佐野市	04	那須烏山市	13	野木町	22
鹿沼市	05	下野市	14	岩舟町	23
日光市	06	上三川町	15	塩谷町	24
小山市	07	西方町	16	高根沢町	25
真岡市	08	益子町	17	那須町	26
大田原市	09	茂木町	18	那珂川町	27